

横浜創英大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 横浜創英大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、広い視野に立って理論及び応用について教授し、深奥を究め、高い学識と実務能力を養い、高度の専門性が求められる職業を担うための専門知識を培い、地域社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等に関して必要な事項は、別に定める。

第2章 組織及び管理運営

(研究科)

第3条 本学大学院に看護学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

(研究科の教育目的)

第4条 本研究科の教育目的は、あらゆる看護の場において、専門職業人として高い倫理観を持ち、実践の科学としての看護学に対する深い洞察と広い視野を養う。また、研究を通して、保健医療福祉における看護学の充実と発展を図り、それらを現場に応用・展開できる力を育む。

(専攻及び課程並びに学生定員)

第5条 研究科に置く専攻及び課程並びに学生の定員は、次表のとおりとする。

専攻・課程	定 員	
	入学定員	収容定員
看護学専攻	6名	12名
修士課程		

(教職員)

第6条 本学大学院に次の教員を置く。

学長、教授、准教授及び講師

2 本学大学院に次の教職員を置くことができる。

助教、助手、事務職員その他必要な職員

(学長)

第7条 学長は、研究科を管理運営し、研究科の教職員を統督する。

(研究科長)

第8条 研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科の教育研究を掌握する。
- 3 研究科長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する者を置くことができる。

(研究科委員会)

第9条 学長は、研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会の構成員は、研究科長、教授、准教授及び講師とし、議長は研究科長をもって充てる。ただし、必要あるときは、学長はその他の教職員を加えることができる。
- 3 研究科委員会は、学長が次の事項について決定するに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学又は修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、又は学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 その他研究科委員会に関して必要な事項は、別に定める。

第3章 修業年限、在学年限、学年等

(修業年限及び在学年限)

第10条 看護学専攻修士課程（以下「修士課程」という。）の修業年限は、2年とする。

- 2 修士課程の在学年限は、4年とする。

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年は、次の2学期制とする。

- | | |
|----|------------------|
| 前期 | 4月1日から9月25日まで |
| 後期 | 9月26日から翌年3月31日まで |

(休業日)

第13条 休業日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 学園の創立記念日 4月16日
- (4) 春季休業 3月21日から3月31日まで

- (5) 夏季休業 8月10日から9月25日まで
- (6) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで
- 2 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるものの他、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、休学、退学等

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、原則として学年の始めとする。

(入学資格)

第15条 本学大学院に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学相当として外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者
- (6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された
- (7) 文部科学大臣が指定（学校教育法規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号）した専修学校の専門課程を修了した者
- (8) 旧制学校等を修了した者
- (9) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者
- (10) 本学大学院において個別の入学資格審査により認めた22歳以上の者

(入学の出願手続)

第16条 本学大学院に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、本学大学院所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 前項の書類の提出の時期、方法等については、別に定める。

(入学者の選抜)

第17条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選抜を行い、学長が合格者を決定する。

(入学手続き及び入学許可)

第18条 前条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書を提出するとともに、入学金及び授業料その他の費用（以下、授業料その他の費用を「授業料等」

という。)を納付しなければならない。

なお、やむを得ない事由のため入学金及び授業料等の納付が困難な者については、願い出により納付期日の延長を許可することがある。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第19条 本学大学院を退学した者から再入学の願い出があった場合、学長は相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者が、既に履修した授業科目について修得した単位の取り扱い等については、学長がこれを定める。

(転入学)

第20条 本学大学院に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い等については、学長がこれを定める。

(転学)

第21条 本学大学院の学生で、他の大学院への転学を希望する者は、学長の承認を得なければならない。

(休学、復学及び休学期間)

第22条 病気その他のやむを得ない理由により就学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学の期間は、1年を超えることができない。

3 病気その他の理由により、就学することが適切でないと認められる者については、学長が休学することを命ずることができる。

4 休学期間の満了又は休学期間中にその理由がなくなった場合は、学長に復学願を提出しなければならない。

5 前項の願い出に基づく学長の許可を得て復学することができる。

6 休学期間は、在学年限に算入しない。

(退学)

第23条 退学しようとする者は、学長に退学願を提出しなければならない。

2 前項の願い出に基づき、学長はこれを許可する。

(除籍)

第24条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 在学年限を超えた者

- (2) 休学の期間を超えてなお就学できない者
- (3) 所定の期日までに授業料等を納付しない者
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第5章 教育課程、履修方法等

(授業及び研究指導)

第25条 本学大学院の教育は、授業（講義、実習等）及び学位論文の作成等に対する研究指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

- 2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第26条 授業科目及び単位数については、別表第1のとおりとする。

(指導教員)

第27条 各学生の研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）は、研究科長が推薦し、学長が決定する。

(履修の届出)

第28条 学生は、履修する授業科目の選択に当たっては、指導教員の指導を受け、履修計画をたて、所定の書式に基づいて履修に係る届出を行わなければならない。

(単位の授与)

第29条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価基準)

第30条 試験等による成績の評価は、S（90～100点）、A（80～89点）、B（70～79点）、C（60～69点）、D（60点未満）の5段階とし、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。

(既修得単位等の取扱い)

第31条 他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）を卒業又は中途退学し、新たに本学大学院に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、本学大学院において修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の単位認定の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第32条 本学大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議により、学生が

他の大学院の授業科目を履修することを認めることがある。

- 2 前項の規定により学生が得た学修の成果については、10単位を超えない範囲で、本学大学院において修得した単位とみなすことができる。
- 3 前二項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

- 第33条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了すること希望する旨を申し出たときは、長期にわたる教育課程の履修を認めることができる。
- 2 前項の長期にわたる教育課程の履修に関して必要な事項は、別に定める。

第6章 課程の修了及び学位の授与

(修了の要件)

- 第34条 本学大学院を修了するためには、2年以上在学し、別に定めるところにより30単位以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
- 2 第31条及び第32条の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて10単位を超えないものとする。
 - 3 学位論文の審査及び最終試験に関して必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

- 第35条 学長は、本学大学院を修了した者に対し、修士(看護学)の学位を授与する。

第7章 表彰及び懲戒

(表彰)

- 第36条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰する。

(懲戒)

- 第37条 本学大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。
- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
 - 3 退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて、出席が正常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
 - 4 停学の期間は、修業年限及び在学年限に算入する。ただし、停学の期間が1か月を超えると

きは、修業年限に算入しないものとする。

5 懲戒の手続きについて必要な事項は、別に定める。

第8章 特別聴講生、科目等履修生等

(特別聴講学生)

第38条 学長は、他の大学院との協議に基づき、当該大学院の学生を特別聴講生として許可し、研究科が開設する授業科目を履修させることができる。

2 特別聴講生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第39条 学長は、本学大学院の学生以外の者で、研究科が開設する授業科目を履修する志願者があるときは、選考の上、科目等履修生として許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第40条 学長は、本学大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考のうえ、研究生として許可することができる。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第41条 学長は、他の大学院との協議に基づき、当該大学院の学生を特別研究学生として許可し、研究指導を受けさせることができる。

2 特別研究学生について必要な事項は、別に定める。

第9章 授業料等

(授業料等の金額)

第42条 本学大学院の検定料、入学金及び授業料等は、別表第2のとおりとする。

(授業料等の納付)

第43条 授業料等は、本学大学院が指定する期日までに納付しなければならない。

2 やむを得ない事由のため授業料等の納付が困難になった者については、願い出により納付期日を延長、又は分納を許可することがある。

3 授業料等の納付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

別表第1及び第2の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

別表第1の改正は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度までに入学した者については、なお、従前の例による。

附 則

第2条から第56条まで、別表第1及び別表第2の改正は、令和8年4月1日から施行する。ただし、令和7年度までに入学した者の別表第1の適用については、なお、従前の例による。

別表第1 授業科目の種類及び単位数(第26条関係)
(看護学研究科看護学専攻)

科目 区分	授業科目	配当年次	単位数		授業形態	履修方法及び修了要件
			必修	選択		
共通科目	看護理論	1前	2		講義	共通科目から12単位以上(必修4科目8単位含む)
	看護研究の原理と方法	1前	2		講義	
	看護倫理学	1前	2		講義	
	看護教育学	1後	2		講義	
	看護マネジメント論	1前		2	講義	
	看護専門職論	1後		2	講義	
	チーム医療実践論	1後		2	講義	
	健康情報処理論	2前		2	講義	
	看護現象論	1前		2	講義	
	小計(9科目)			8	10	
専門科目	基礎看護学特論Ⅰ	1前		2	講義	専門科目から4科目8単位以上
	基礎看護学特論Ⅱ	1後		2	講義	
	基礎看護学特論Ⅲ	2前		2	演習・実習	
	母性看護学特論Ⅰ	1前		2	講義	
	母性看護学特論Ⅱ	1後		2	講義	
	母性看護学特論Ⅲ	2前		2	演習・実習	
	小児看護学特論Ⅰ	1前		2	講義	
	小児看護学特論Ⅱ	1後		2	講義	
	小児看護学特論Ⅲ	2前		2	演習・実習	
	成人看護学特論Ⅰ	1前		2	講義	
	成人看護学特論Ⅱ	1後		2	講義	
	成人看護学特論Ⅲ	2前		2	演習・実習	
	老年看護学特論Ⅰ	1前		2	講義	
	老年看護学特論Ⅱ	1後		2	講義	
	老年看護学特論Ⅲ	2前		2	演習・実習	
	地域・在宅看護学特論Ⅰ	1前		2	講義	
	地域・在宅看護学特論Ⅱ	1後		2	講義	
	地域・在宅看護学特論Ⅲ	2前		2	演習・実習	
	精神看護学特論Ⅰ	1前		2	講義	
	精神看護学特論Ⅱ	1後		2	講義	
	精神看護学特論Ⅲ	2前		2	演習・実習	
	看護管理学特論Ⅰ	1前		2	講義	
	看護管理学特論Ⅱ	1後		2	講義	
	看護管理学特論Ⅲ	2前		2	演習・実習	
小計(24科目)				48		
研究科目	特別研究Ⅰ	1通	2		演習	研究科目から10単位
	特別研究Ⅱ	2通	8		演習	
	小計(2科目)			10		
合計(35科目)			18	58		合計30単位以上

別表第2 検定料、入学金及び授業料その他の費用(第42条関係)(看護学研究科看護学専攻)

区分	金額(円)
検定料	35,000
入学金	100,000
授業料	720,000
施設設備費	140,000

注)ただし、授業料のほか施設設備費は2年次においても、納入するものとする。
なお、長期履修生については別途定める。